

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第八号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成七年広島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「必要がある日」の下に「（以下この項において「当該勤務日」という。）を加え、「当該勤務することを命ずる必要がある日」を「当該勤務日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和四十六年広島県条例第六十七号）第二条第二項に規定する教育職員で、同条例第三条第一項の規定により教職調整額が支給される者について、この規定によることが困難であると人事委員会が認める場合は、当該勤務日を起算日とする四週間前の日から当該勤務日を起算日とする十六週間後の日までの期間とすることができる。

第三条第二項中「第六条第一項において」を「以下」に改める。

第五条の七を第五条の八とし、第五条の二から第五条の六までを一条ずつ繰り下げ、第五条の次に次の一条を加える。

（時間外勤務代休時間の指定）

第五条の二 条例第七条の二第一項の人事委員会規則で定める期間は、職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）第十五条第四項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「六十時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする二月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第七条の二第一項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（条例第十条第一項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第四項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る六十時間超過月における給与条例第十五条第四項の規定の適用を受ける時間（以下この項において「六十時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

- 一 給与条例第十五条第一項第一号に掲げる勤務に係る時間（第三号に掲げる時間を除く。）
- （ ） 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の二十五を乗じて得た時間数
- 二 給与条例第十五条第一項第二号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の十五を乗じて得た時間数

- 三 給与条例第十五条第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の五十を乗じて得た時間数
 - 四 給与条例第十五条第三項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の二十五を乗じて得た時間数
 - 三 前項の場合において、その指定は、四時間又は七時間四十五分（年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が四時間又は七時間四十五分となる時間）を単位として行うものとする。
 - 四 任命権者は、条例第七条の二第一項の規定に基づき一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第一項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。
 - 五 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。
 - 六 時間外勤務代休時間の指定の手續に關し必要な事項は、人事委員会が定める。
- 第六条第一項中「勤務日等（」の下に「条例第七条の二第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び」を加える。
- 第十条第一項の表の第二十三号中「九月」を「九月まで」に改め、「週休日」の下に「、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等」を加え、同条第二項中「週休日」の下に「、時間外勤務代休時間」を加える。
- 第十三条第二項中「週休日」の下に「、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等」を加える。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十二年四月一日から施行する。